

請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 11 号
件名	新潟市南区真木新田地内に予定されている白根市民野球場建設のための調査委託料歳出予算執行の留保について
紹介議員	佐藤幸雄, 遠藤 哲
要旨	<p>旧白根市議会での市長答弁で、野球場用地の選定においては議会側に理解を求め、あくまでも議会が了解しなければ用地選定に入らないとしながら、旧白根市議会には最終報告もなく合併した。合併後においては新潟市議会に報告し議会承認を取る案件でありながら、何も示されず繰越明許費だけが上程され、その後この予算は執行できず予算は流れている。用地選定委員会における答申までの過程において執行部側に透明性、公明性があつたかは疑問があり、旧白根市の総合計画、それに派生するスポーツプラン 21、合併建設計画における南区のまちづくりの趣旨や理念から大きく外れている。野球場建設の理念は、硬式野球の試合ができる野球場を建設することであつたが、公共交通もなく、駐車場が狭く、食事等の調達方法もないようなこの位置の球場に市内外から来て応援する人々、試合を見に来る観客に来ていただき試合ができるか疑問である。この位置の選定に当たっては、南区(当時は仮称6区)の状態を勘案して決めたとされているが、公式には表明されていないため、野球場の建設位置を知らない住民もいて、その結果予定地と示された場所に対し不満な住民が多い。</p> <p>また、平成 16 年度予算は、旧白根市固有のものであり(財源はガス事業譲渡金及び住民からの寄付によるスポーツ振興基金であり、旧白根市民の財産であつた)合併までに執行しなければ不用残となる。</p> <p>このことから発注されている「白根市民野球場移転新築工事基本設計業務委(裏面につづく)</p>
付託 年月日 委員会	<p>平成19年 9月19日</p> <p>第1項 } 第2項 } 総務常任委員会</p>
受 理	平成19年 9月13日 第1133号

託」については、成果品の納入がなく、違法にもかかわらず支出関係書類を偽造（公文書偽造に当たる行為）して支払いがされている。このことについて監査委員に監査請求したが、請求期限が過ぎているとの理由から監査をされず門前払いされた。また、裁判の一審でも同じ理由で門前払いされたが、上告され高裁で裁判中である。

繰越明許費については、当該年度で予算が執行できない部分を特例として次年度に繰り越すことができる制度で、平成 16 年度で編成された旧白根市内の野球場建設用地取得のための繰越明許費については執行されず不用残とされた。

このことから、用地については白紙に戻し改めて合併建設計画に基づき住民及び議会に協議し、当初予算に計上されるべきものではないか。

これらの事項の解決が先決であり、住民の中には「行政は法令」に違反しなければ何をしてもよいのか、住民より組織（個人）を優先するのではないか、こういうことから行政に対する不信感を持つ人が増えつつあります。予算の執行権者は市長ですが、問題のある予算については議会からの提言が必要です。

ぜひ、歳出予算執行の留保について御理解いただきますよう下記の事項をお願いいたします。

記

1 白根市民野球場建設位置については、旧白根市議会の下承が得られたとされているが、用地については旧白根市議会において最後まで示されず、議会承認を得てから用地交渉に入るといった当時の市長の答弁であったが、それも実行されていない。また、住民の了解を得られたとは考えられないため、もっと住民との話し合いをした上、住民の了解を得るとともに、白根市民野球場用地選定に関し不透明な部分が多く事務上のミスも多いことから、責任を明確にした上で歳出予算の執行をお願いしたい。

2 市民との協働でのまちづくりの実践からして、旧白根市住民の過半数以上の同意がなされるよう努力してから市民野球場建設の実施をお願いしたい。